

保育かながわ

神奈川県保育会々報第12号 1973・3月発行

も く じ

- | | |
|-----------------------------|----|
| • 会長あいさつ (神奈川県保育会長 阿部龍巖) | 2 |
| • 保育4団体予算要求項目 | 3 |
| • 障害児保育 (特集1) しらかば保育園長 浜田幸生 | 4 |
| • 日照権について | 7 |
| • 父の役割 作家 山本道子 | 8 |
| • 地区保育会だより | |
| 平塚市保育会 | 9 |
| 三浦市乳児保育所 | 9 |
| 厚木市相川保育所 | 10 |
| • 役員名 (県保育会) | 12 |

保育かながわ 第12号
題字 故内山岩太郎筆
発行人 神奈川県保育会
会長 阿部龍巖
編集人 保育会委員
伊藤祐信

◇◇◇ ぐ あ い さ つ ◇◇◇

神奈川県保育会々長 安部 龍 巖

私、昨年7月前会長望月先生の退任にともない、無力不徳の身ながら神奈川県保育会長（県社協保育分科会委員長）の大職に推薦され就任させていただきましたみどりの家愛児園長の安部でございます。

県内の保育事業にたずさわる皆様方に感謝と敬意を捧げますとともに、県保育会に対する数々の御協力に対して心より御礼を申し上げます。

変動する社会情勢に即して、地域社会において人間優先、生活優先の重要性がさげばれ人間尊重の政策が積極的のうちだされておりこれにともなって、児童の福祉と教育が広く国民各層の認識を喚起し、なかでも保育施設の増設と保育内容の充実強化が要求されております現在、保育の原点にかえて保育所の幼児教育のあり方、これからの保育所の使命は何かと検討すると共に、数多く提起されている運営管理の問題についても追求と解明を行い、早急に適切な対策を樹立し、関係方面の深い理解と尊い指導と助成を得ながら、保育所保育の強化と充実と前進することは私共保育事業関係者に課せられた大きな使命であると思っております。

- (1) 保育制度の問題
- (2) 最低基準の問題
- (3) 職員定数の問題
- (4) 保育内容の充実と職員の処遇改善の問題
- (5) 運営管理の問題
- (6) 労働条件の整備と人事管理の問題
- (7) 完全給食実施の問題

(8) 児童の処遇向上と保育料家庭負担の軽減の問題

更に、中教審と社会福祉士（専門職）の問題等、今日的課題が山積している現在、今こそ足なみをそろえて一日も早く保育所の近代化を計るために努力いたしたい念願であります

とくに私は、会員全施設長の先生方一人一人が県保育会の代表者として、一つ一つの事業に参画していただくために、又先生方の声を聞かしていただくために、又色々の関係の問題を知っていただくために、県央ブロック湘南ブロック、西湘ブロック、の各ブロック毎の園長会議とブロック毎の研修会を開催していただき、このブロック活動を重視し、県保育会の事業を推進して参りたいと思っておりますさらに第一線で働く保母さん等の団体である保母会との連絡協調を計ることも本会の大きな使命であると存じます。

こいねがわくは会員各位の絶大なる御支援と御協力を切にお願いいたします。尚、最後になりましたが県御当局をはじめ、各市町村において深い御理解のもとに積極的な育成助長の方策をおすすめていただいておりますことを有難く感謝申し上げます。

私 の 提 言 Y. I.

空いている老人の手とひざを可愛い孫のために開放しようではないか、嫁は憎いが孫は可愛い心理は今も昔も変わらないだろう。

老人に生きがいを与えようという時代だ。若い母親は仕事に夢中で自分の子どもを自から育てようとしなない。丁度よい時機だと思う世のおじいさん、おばあさん、少しつかれた手であり、ひざでありますが一たびかしてください。

若いお母さん方、人生経験豊かなおとしよりに甘え、吾が子をあづけてみてはいかがです。若い自信のない保母さんよりはましなところもありますよ。

保育四団体統一要求項目

昭和48年度国の予算に対する保育関係予算
要求項目

全国社会福祉協議会保育協議会
日本保育協会
全国私立保育園連盟
全国保育所保護者会連合会

保育所における保育内容の充実、施設の拡充、職員の資質の向上をはかり、乳幼児の福祉が十分保障されるよう、中児審の意見具申にのべられているように児童福祉最低基準を改訂されることが必要である。

1. 保育内容の充実と職員処遇の改善をはかること
 - イ. 保育所長の専任制を確立し、管理職手当の新設など、ふさわしい処遇をはかること
 - ロ. 主任保母をフリーとして配置し、保育内容の向上をはかること
 - ハ. 職員定数は下記のとおり改善すること
0才児～1才児 6:1→3:1(保健婦又は看護婦の設置)
2才児 6:1→5:1
3才児 20:1→15:1
4才5才児 30:1→20:1
- ニ. 完全給食の実施をはかるとともに給食の内容を充実するため調理員を増員すること
 - ◎3才未満児20人につき1名増員
 - ◎幼児60人以上の施設に1名増員
2. 労基法の完全実施のため職員の大巾増員と処遇の改善をはかること
 - イ. 職員の労働時間は8時間とすること
 - ロ. 職員の定昇制度、共済制度、年金制度の整備充実をはかること
 - ハ. 施設1名の予備保母の配置

- ニ. 事務職員の配置
 - ホ. 病欠代替職員制度を新設し現行の産休代替制度については、すべての女子職員を対象とするよう改善すること
 - ヘ. 嘱託医手当は規模別、年齢別に基準を設定し、その増員をはかること
3. 児童の処遇に属するものの中巾な増額をはかること
 - イ. 完全給食の実施をはかると共に給食費の大巾な増額
 - ロ. 保育材料費の増額
 - ハ. 施設設備、園具、教具に関する最低基準を改定し、必要とする費用を補助すること
 - ニ. 冬期採暖費及び寒冷地除雪費の増額及び適用地域の拡大
 4. 経営の改善対策の充実
 - イ. 措置費支弁を定員私制とすること
 - ロ. 民間施設振興費(減価消却費に充当すべきもの)を新設すること
 - ハ. 管理費(庁費、旅費、修繕費、保健衛生費)の増額をはかること
 - ニ. 施設増改築に対する補助の大巾な増額と貸付金利子の免除をはかること
 - ホ. 現行の3才児の年令移行を会計年度に合せて計算すること
 5. 過疎地域保育対策をはかること
 - イ. 過疎地域の小規模保育所の適用拡大をはかること
 - ロ. 10人きざみの保育単価を設定すること
 - ハ. スクールバスを利用すること等の現状に即した適切な施策を講ずること
 6. 保育料家庭負担の軽減措置をはかること
 - イ. 入所児2人以上の保育料家庭負担半減を全階層に拡大すること
 - ロ. 徴収基準を根本的に改善すること
 7. 保育所の整備

イ. 保育所の増設

ロ. 保育所の老朽対策の補助単価を実情に即して増額すること

ハ. 0才児保育の対象枠を広げること

8. 保育の研修所設置と研修費の予算化をはかること

9. 沖縄県における保育所対策を拡充強化すること

障 害 児 保 育 特 集 (1)

就学前心身障害児にも平等保育を

新学期が近づくとう就学年令に達した心身障害児は、養護学校や、特殊学級の入学を迎えて、就学猶予又は免除をめくり、種々な運動が行なわれています。

ところが、就学前心身障害児の保育については、自治体によって前向きに対応策はそれなりにたてられています。抜本的解決にはほど遠いようです。国の児童福祉行政の中でも障害児の保育対策は置きざりにされているといわざるを得ない現状である。

このような情勢の中で、しらかば保育園が障害児を健康な児童と差別しないで平等に保育しようとするのだから並大抵ではありません。しかし保育しているとはいえ、ようやく三年の経過をたどるだけであり、意見を述べることはおこがましい次第であります。

実際に障害児を受け入れてみますとそこには難問題が山積しています。この機会にわたしたちが障害児を受け入れていることに対し皆さんから意見や、批判をうけるたとき台になればと思います。

1. 障害児を保育園に入れて(せつなる声)

申しあげるまでもなく障害児をかかえている保護者の悩みと苦しみの心情は、はかり知れません。そのための出費はかさみ、母親は働くこともできず、貧困と障害の二重苦に責

しらかば保育園 浜田幸生

めつけられている家庭はみるも痛々しい限りです。(実例省略)

障害児の大多数は、就学前の保育=教育の場からしめ出され「在宅」のまま保育の権利がのけものにされています。しかも社会からは白眼視され「偏見」と「差別」に泣かされています。実例をあげればきりがありません。

幼稚園に相談しても一切だめです。保育園ならと入園申込みをしても、ただ障害があるという理由だけでは入園出来ません、とことわられてしまいます。

しかしながら現代ほど、早教育、幼児教育の重要性がさげばれているときはありません

幼児時代が人間形成の原点であることは、健康な子どもたちだけに与えられた特権としてすましてよいのでしょうか。障害児は、心身に障害があるだけに幼ないときから仲間とささえられ、自分の障害をのりこえる努力をして、たくましく生きていくすべを身につけさせるべきです。

障害があるから保育=教育の必要がないのではなく、障害があるからなをのこと必要だと思います。

2. 平等保育の現状と問題点

(1) 開園の趣旨と現状

「しらかば保育園」は、昭和四十五年四月一日に定員六十名で開園しました。認可申請にあたり特に軽度心身障害児の保育を含めて、児童福祉の理念にそって責務を果たすことを前提にしました。

入園できる軽度の心身障害児は、つぎのように定めています。

〔情緒障害児〕

乱暴やひっこみじあんで、友だちと遊べない児童

〔言語障害児〕

言葉がどもったり、友だちとうまく話せなかったり、赤ちゃんことばをつかう児童

〔し体不自由児〕

手足に不自由があるが、食事や歩行ができる児童

〔精神薄弱児〕

知恵がおくれている（知能指数：50～75）児童

〔その他〕

幼稚園・保育園に適應できない児童

※ 公害におかされた児童も入園しており考えなければならない新しい問題です。

これまでに措置児として入園した障害児数は三十五名になり、現在数は三月一日現在で神奈川県横須賀児童相談所の判定による十六人です。対象児は横須賀市にとどまらず、横浜市、葉山町、三浦市等の委託もありました。現在では、横須賀市の保育所定員が満たされているため、他の市町村の障害児は、私的契約で入園させています。

障害児の類別、退園状況、保育内容等については省略いたします。

とくに、園では職員構成にあたり、児童指導員を配置しており、クラス担当の保育者は定めていますが、どのクラスの保育も可能なように意図的に巾をもたせてあります。

保育者たちは平等保育にあたり、目的意識的、献身的な努力をしています。しかしその反面、障害児の成長を願うあまり、かなりの犠牲にたえていることも事実です。

わたしたちの平等保育は、初めての試みだけに指導方法について試行錯誤をくりかえしてきました。

これまでに障害児とのふれあいの中で考えられる保育の成果や問題点をつぎに述べてみます。

（口）成果と問題点

【健康な児童の保育効果】

障害児を仲間としてとりまいており、障害児が奇声を発し多動で乱暴な動きをしても健康な児童はその真似をすることなく、特別視していません。年長児は、小保母さんの役割を果たしており、子ども同志の世界には差別意識はまったくありません。

平等保育は、健康な子どもたちに、障害児をいたわりたいせつにすることを学習させ友情、人間愛の精神をうえつけ、この子たちが成長したあかつきには「偏見」と「差別」の時代は終るものと思われまます。

【障害児の保育効果】

ゆっくりと時間をかけて、それぞれの障害を克服しながら、仲間にささえられて成長していく姿は、事例が示しています（省略）。

障害児が、健康な児童に励まされて、意欲的な言動を示し成長している姿を見ると、いたく心をうたれます。一例ですが、障害児によっては、入所当時はかなりの問題をもっていても、卒園になる頃には、たくましく成長し、普通学級に入学していく児童もいます。

【保護者の再教育】

保護者には、家族ぐるみに園の運営方針を始め、平等保育の精神を理解させるよう、つとめており、両者に緊張はみられません。

ひずみの多い現代社会では、いつわが身に交通事故、労働災害、薬害などで被害者にされるかわからないことも考えあわせて相互に励ましあっています。

子どもを通じて保護者の再教育は、どの園でも同一と思います。

【問題点】

- クラス編成にまつわる問題
- 障害児の保育時間の問題
- 障害の程度による入所基準の問題
- 就学猶予の障害児を入所対象にする問題
- 保育所定員に対する障害児の比率の問題
- 個別、集団別の処遇問題
- 保護者の助言指導
- 特別保育室の設置にまつわる問題
- 特別教材の必要
- 児童指導員の配置
- 保母の増員
- 障害幼児の心理専門書が少ない
- ボランティアの積極的活用
- 地区民生、児童委員との結びつき
- 地域社会の理解と協力関係
- 在宅訪問指導講師との結びつき
- 関係行政機関にまつわる問題

3. 障害児と保育行政の問題

○ 保育に欠ける条件との関連

保育所に入所するには措置基準があり、障害があるだけでは、入所対象にはなりません。積極的に障害児を受け入れるには、保護者に措置基準をみだし保育に欠ける条件を意図的に助言してあげねばならないのです？

しかし、障害児をかかえた母親は、働きたくても働けないのが実状です。

保育所の目的は児童福祉法第三十九条で規定されており、昭和三十二年、当時の厚生省児童局長の解説によると「入所している児童

自身に精神上または身体上のいちじるしい障害がなくいわば普通の子どもである点も保育所の特色である。このことは、保育所の果している社会的機能の大きいことと相まって、児童福祉法に明るい積極的な性格を与えている」と、むしろ障害児保育を差別し否定しています。また昭和二十九年十月八日付けの中央児童福祉審議会保育制度特別部会の第二次中間報告では保育内容について「一保育に欠けるという理由で入所するこどもの中には、軽度の心身障害児のいることは避けられないことである。

これらのこどものためには、治療的な指導を行なうことのできる特別保育所を設置するよう検討する必要がある。もし、当面、そうした特別保育所が特設されない場合には、一般のこどもとの共同保育のなかでその治療的な指導がはかれるよう保母の数を増すなどして、適切な保育ができるように努力することが望まれる」と報告されています。ここでも障害があるだけでは「保育に欠ける」条件として認めてもらえず、あくまで「保育に欠ける」措置基準のわく内です。

「在宅」障害児を「保育に欠けない」と判断の基準にすることは、児童福祉法第二十四条の入所要件を考えても、現実を無視した恣意的解釈としか思えません。しかし、報告書では、「保育に欠ける」理由で入所した障害児に対する前向きな具体策をそれなりに述べていますが、その恩恵をうけた保育所がある話しは聞いたことがありません。

昭和四十八年度の国の福祉行政の心身障害児の対策については、【研究・発生予防・早期発見治療】【施設の充実】【在宅対策】を基本に、特に在宅対策では、障害児保育を一般の児童とともに行うか、障害児だけの保育にするか児童福祉審議会にかけると言明して

います。

ようやく腰をあげた感じです。

すでに中央心身障害者対策協議会では、昭和四十七年十二月十二日付で、内閣総理大臣田中角栄殿に対して、「一総合的な心身障害者対策の推進について」答申をしており、「障害発見後の早期の治療、訓練及び教育の体制に関すること……略……」については、すみやかに適切な措置がとれる必要を明確にしています。

○ 地方自治体の扱い

一方、自治体では東京都の場合、在宅障害児について特別保育所の設置ではなく、現行の保育体系のなかに組み込む方向で検討されているようです。

福祉県 神奈川では、昭和四十六年度から特別保育費が県市折半で月額2,500円のか細い助成がなされている程度です。「在宅」障害児の保育については、名実ともに福祉県として自治体独自に積極的な対策を願わずにはいられません。

○ む す び

健康な児童の犠牲のうえに、障害児の保育が無理になされてはいけないと思います。

措置されて障害児と判明したからといって、恩恵的な特別ケースとして「お客さん」扱いの処遇であってはなおさらいけません。

現行法では、障害児を保育所に積極的に受け入れるには困難な問題があることも事実です。

基本的には児童福祉施設最低基準の再検討がなされなければ、問題の解決にはなりません。

「福祉元年を叫ぶなら……」同法の再検討は現代的課題といえます。

障害児を保育所に積極的に受け入れることについて、意見が分かれ対立するのは、あたりまえと思われます。

しかし、それでもわたしたちの願いは、置き去りにされている「在宅」障害児を児童福祉の原点にたち、それぞれの保育所が関係行政機関との深い結びつきの中で、地域に在宅している障害児を、せめてひとりかふたりでも入園させ、特別保育の実践過程で行政の側を動かす保育対策を提案してゆくべきではないかと思います。

日 照 権 問 題

小田原市内にある、小田原愛児園（園長望月正道先生）で日照権問題がもちあがっていることは、すでに御承知と思います。この問題は都市化が進めば進むほど、どこでいつ起るかわからない深刻な問題であります。

昨年の暮れから、小田原愛児園日照を守る会、PTAの皆さんがこの問題と真剣にとっくんでおられます。私どもの会の上部団体としての、関東ブロック保育連絡協議会としてもこの問題を重要視し、協議の結果次の決議を行ない、関係方面に対し強力に働きかけております。

決 議 文

私たち、本連絡協議会開催に当り保育関係者として、児童福祉向上のため次のことを決議します。

1. 児童福祉施設（特に保育所）における日照権の確保について

（理 由）

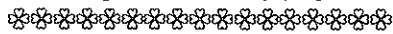
最近、各都県市における人口の都市集中とあいまって、土地利用の効率をはかるため、

高層建築化がすすみ、各地において日照権の確保、電波障害、騒音等の紛争が生じ社会問題化しつつあります。現行の建築基準法等においてもこれを保護する規定がないことは、まことに遺憾であります。よって児童処遇上の子どもへの影響を考慮の上、児童福祉施設（特に保育所）にあつては、建物の日照確保はもとより、子どもの遊び場等について善処されるよう、各都県市ならびに、当該地方議会において条例、基準、指導要綱等の制定について配慮されたい。

昭和48年2月16日

関東ブロック保育連絡協議会

母と子の離反を防ぐ父



どんな世の中になつても、育児は母の仕事だと私は思うが、それはあくまでも父親という男性の保護下における生活形体の場合でときにはこのかたちが通用しないこともある。それは母親が育児という平和な場所のみにとどまればかりいられない事態が現代は起りがちだからだ。

とくに若い母親たちは、結婚前に獲得した職場から離れることを、わが子を他人まかせにすることよりも恐れたりする。

公共の場所の「保母さん」という職業婦人に自分の赤ん坊を任せすることを切望している女性を、私たちは周囲にいくらもみることができわけだが、こうした現象があたりまえのようになってきた過程を考えると、これはひとつの解釈ではおさまらない。

まず社会性を身につけた女性の意識向上ということがいえそうだが、現在このような女性の自意識はたいして新鮮なひびきを感じさせるものをもっていない。

つまり育児をほぼ終了した母親たちの暇つぶしとしての外向性が目立つ世の中になつてきたからだ。

では経済上の理由から夫婦そろって仕事につく必要があるのか。これは人それぞれの価値判断が問題で、育児を自分ですか、人手を借りるための経済力を得るか、その選択は個人の自由ということになる。

しかしここにどうしても割切れない問題がある。母子のつながりが不自然に離反していく時間の経過である。

母親の方は自己流に母性を整理して仕事に従事することの自己満足を得られるかもしれないが、子どもの方は軟らかい粘土のかたまりみたいなき存在だから恐ろしい、必ず母親不在の時間を重たく背負って育っていく。

ここで考えなければならぬのは、父親であり夫である男性が、母子を敢然と保護しているかどうかということである。

父親は子どもを抱きしめなくてもよい、日常の育児に手だしをしなくてもよい。しかし妻や子の屋根になり壁になって護らなければいけない。これを男性が怠った場合、子どもに向けられるものは、母親からの過保護かまたは離反である。

昭和48年4月8日朝日新聞より

作家 山本道子

* 保育会だより *

平塚保育会

出 縄 美 根

平塚市保育会は、今年から毎月第2火曜日
を定例会として園長会議を行ない、各園の連
絡提携につとめると共に、研修会をもってい
る。

市役所側からも、所長はじめ課長、係長主
任が多忙の中をさいて、必ず出席し指導助言
をされることは有難いことです。

本年度は「施設経営のあり方」について研
修を主眼として、次に述べる事柄の内容を分
析し合い、推進する方途を語り合い、その成
果を市当局へ要望した。

1. 特別加給措置費の増額（市単補助）
2. 保母の特殊勤務手当の公立並支給（市単）
3. 施設の建築費助成（職員宿舎を含む）増額（県市補助）
4. 施設の修繕費助成（市単）
5. 県福利協会退職共済制度の施設負担金の助成（市単）

尚要望については、市社協施設部会として、
収容施設（6施設）とも密接に連携し、共通
部門は共に手を取り合い進めている。特に「職
員処遇改善問題」については、まずもって施
設長の熱意を要することであり、民間9団体
が1体としての自主活動を行なうため、各園
の給与现实態提出し、平塚は平塚としての公
私格差の実態 握につとめる努力をしている。

なお最低基準改善問題については、(1)保母

人員の算定方法はこれでよいか（年令別定員
がない限り必要保母数が常にかわる）。

(2)保育室の面積。(3)日照権等については今後
も十分検討して行きたい。

その他今年度行なった事業の中で特徴のある
ものとしては、平塚市言語障害治療センター
の先生を招いて、各園を巡回してもらい該当
する幼児の実地面接指導、受持保母に対する
日常の接し方など適切な指導助言を受けた。

又健康管理の中で幼児期の歯科治療につい
ては、歯科医師会及び保健所ともしっかり話し合
うべきだとしその対策を検討している。

最後に障害児保育については、障害児教育
の本旨は、地域ケアであることにかんがみ
将来、地域の小学校の特殊学級に入学可能児
は、出来得る限り保育園でも受けとめること
は正しい方向と思われる。

この受入れについては、何よりもまず職員
の心の持ち方が問われなければなりませんし
不断の研修が必要とされます。そして園全体
の愛情深い雰囲気がこの子どもを安定させ、
かつそのみもりとして、子どもたち1人1人
が「思いやりのある子ども」として成長する
でありましょう。

ただし属人的な補助金（現在2千5百円）
よりも、実質的にパートでもよいから保母1
人の増員を希望する声が高い。

三浦市立乳児保育所

生野隆彦

城ヶ島の入口近くの岬陽町に、かねてより
建設中の乳児保育所が開設されました。

収容定員は30人で0才から収容、敷地面積
1千2百平方米、建物面積3百十平方米、鉄

筋コンクリート平家建、工費二千百万円という規模です。保育室は乳児保育を考えて、家庭的な雰囲気を出すために畳敷きの工夫等の配慮がなされている。

三浦市としては初めての公立保育所であるだけに宣伝と啓蒙をかねて、施設の名称を一般市民から募集したり、既存の民間施設の代表者も加えた運営委員会を結成し、自主運営を試みようとしている点はユニークである。保育所を地域住民の側に置こうとする努力と既存の施設とのつながりを固く結び、両者が一体となることによって保育所の福祉性をより高めようとする姿勢は今後公立施設が建てられる場合の一つの手本となるであろう。

厚木市立相川保育所

昭和47年度、国県の補助事業として、厚木市立相川保育所の全面改築工事が完成しました。鉄筋コンクリート延べ6百50平方米、一部二階建、総事業費4千3百万円、敷地は細長いうなぎの寝床のような所、旧園舎で保育をしながら、奥の方で新園舎の建築に当たるという、悪条件の中での工事は建築関係者に並々ならぬ苦労があった。

これだけのことなら、なんのへんてつもないことだが、今日を迎えるまでに至った数々の変身ぶりを紹介したい。

1. 昭和16年といえば、昔の人ならば忘れることの出来ない、あの大東亜戦争が始まった年であり、支那事変からすでに4年も経過し、戦争に召されて行く人の数は、すでに相当の数のものであったでしょう。食糧生産も銃後国民に与えられた一大報国の聖業であったはずで。

西に霊峰富岳を望み、相模の清流に沿った相川の地は、この聖業一すじに生きた村であります。時代の要請はここに農繁期の児童対

策上託児所制度を打出された。当時村の西方に、下津古久地区内天宗寺住職阿部龍蔵氏（現神奈川県保育会長）がこの仕事に取り組まれた。相川の地に児童対策の手がさしのべられたのがこの時に始まったのである。猫の手もかりたい時に子どもを預かるのだからその当時、この仕事の評判は大変なものであったと今でも老人から聞かされることばである（阿部先生は終戦後小田原に転住された）

2. 終戦後の混乱期を迎えようとした、昭和22年に、児童福祉法の制定公布をみるやいち早く、戸田地区内福蔵院住職、佐伯一広氏が、神奈川県認可ゆりかご保育園を開設された昭和23年4月1日、このことは、阿部先生のご指導によるものであります。

昭和26年秋佐伯氏の都合で、私がこの事業を全面的にバトンタッチしたものであります。ついで昭和27年4月から村の公民館を昼間全面的に借り受け、村全体の幼児を対象に保育を開始し、中央に進出した時、すでに六十人を収容するに至った。この時に地区内の識者の間ではすでにその必要性、教育的効果をみとめておられ、村立保育所の建設の議がかもし出され、種々難題もあったが建設にふみ切られた。

3. 今回全面改築でその姿はなくなったが、昭和27年度予算で二百五十万円、延べ百坪という一部二階建のモダンな建物が、県下農村地帯に先がけて、旧相川村の中央に出来たのである。

米どころ相川、として県下屈指の穀倉地だけに食糧難時代にも米をもつ強味で景気もよかったが、農家のいそがしさも又格別であった。

当時の大貫謙三村長さん、村会議員さん、役場の関係職員と、この三者の考え方に先見の明があったからと云えましょう。当時、国

県の補助金百二十万円もらうには仲々容易ではなかった。関係者がそろって、時の神奈川3区選出岡崎勝男外務大臣公邸にまでも陳情して、その便宜を願ったことも忘れることの出来ない想出の一コマである。

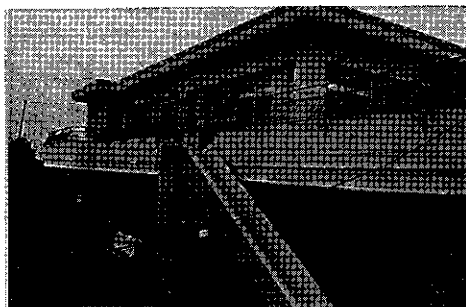
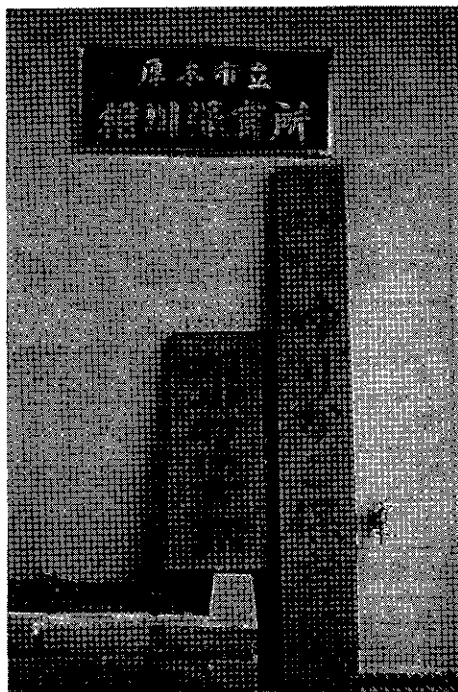
27年9月着工、28年1月完成、2月1日より3月31日までゆりかご保育園で借用、4月1日より正式に、相川村立相川保育所としてスタート、私たち、ゆりかご保育園の職員はそのまま公立保育所職員として受けつがれた。

4. 昭和30年町村合併により、厚木市となり厚木市立相川保育所と名称変更になる。

今日鉄筋コンクリート造り、近代建築の粋を集めた保育所造りを直接の担当者として完成した感激も一しおであります、30年の才月が今日をなしたと思うと感無量のものがあります。奇しくも五度び変身をくりかえした。

厚木市立保育所長 伊藤祐信

(後記) 私しごとが入った記事、掲載をえんりよするのが本来でしたが、記事の少ないこともあり、温古知新の意味として受けとめていただければ幸いです。



余 滴 (再掲)

- ※保育所経営者が我田引水のため、母親が安易に就労するような、ムード作りをしてはいないだろうか。
 - ※ベテラン乳児施設の長が、乳児施設の完備は、本来あるべき母親の育児意識を低下させる原因につながると述回され、乳児保育にブレーキをかけ始められた。
 - ※既婚婦人の就労の目的が必ずしも、経済的理由のみでなく、社会的に期待される業務への参加などによることを考慮しても、幼い子をもつ母親が安易な気持から、就労するといった傾向があり、児童福祉の観点から問題であろう。
-

神奈川県保育会役員名簿

(47. 4. 1 現在)

役名	氏名	所属	施設所在地
会長	安部 龍 巖	みどりの家愛児園	小田原市中町 1-15-11
副会長	鈴木 花 枝	依知 保 育 園	厚木市関口 919
“	加茂坂 英 一	衣笠 愛 児 園	横須賀市平作 8-14-11
会 計	小池 妙 子	双葉 保 育 園	逗子市久木 2-7-2
庶 務	木原 須 美	ふじ 乳 児 園	相模原市星ヶ丘 1-4-8
監 事	富田 レ イ	平塚 保 育 園	平塚市宮ノ前 4-13
“	松岡 キ ン	淵野辺 保 育 園	相模原市淵野辺 1-16-5
会報編集主任	伊藤 祐 信	厚木 保 育 園(公立)	厚木市中町 1-3-33
委 員	生野 隆 彦	三崎二葉保 育 園	三浦市城山町 4-4
“	大地 兼 香	神 愛 保 育 園	藤沢市高倉 745
“	鈴木 宏	藤 沢 市 児 童 課(公立)	藤沢市朝日町 1
“	鷺見 立 信	梅雲 保 育 園	茅ヶ崎市下町屋 265
“	石田 節 子	しらさぎ保 育 園	平塚市真土 2803
“	出縄 美 根	いずみ 保 育 園	平塚市万田 476
“	相馬 正 雄	二 宮 保 育 園	中郡二宮町二宮 1049
“	渡辺 海 存	伊勢原 愛 児 園	伊勢原市沼目 962
“	湯川 晃	大井町第2保 育 園(公立)	足柄上郡大井町金子 223
“	小池 菊 世	宮 内 保 育 園(公立)	川崎市宮内 595
“	秋谷 よつえ	諏訪 保 育 園(公立)	川崎市諏訪 53
“	笠間 富美子	六 合 保 育 園	藤沢市亀井野 914-5
“	松原 敏 子	西大友 保 育 園	小田原市西大友 465
“	黒田 満 子	ひまわり 愛 児 園	茅ヶ崎市南湖 4-13-30